

対米請求権市町村軍用地跡地利用対策事業 助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人沖縄県対米請求権事業協会（以下「協会」という。）定款第4条の規定に基づき、駐留軍用地跡地及び駐留軍用地等（以下「軍用地跡地」という。）の総合的かつ計画的な有効利用を促進することによって、住民の生活環境整備と福利増進に資するため、対米請求権事案に係る被害者等援助事業の一環として、市町村等が行う軍用地跡地利用対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において対米請求権市町村軍用地跡地利用対策事業助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市町村とする。ただし、会長が必要と認めたときは、軍用地跡地利用対策事業を行う軍用地地主で組織する団体（以下「地主会」という。）に対し、市町村を経由して助成金を交付することができる。

2 前項の地主会の事業は、市町村の指導のもとに実施するものとする。

(助成対象地域、対象事業及び助成率)

第3条 事業の対象となる地域は、軍用地跡地の所在する地域とし、その対象事業及び助成率等は次に定めるとおりとする。

助成対象事業	助成率等
1 軍用地跡地利用基本構想策定事業 2 軍用地跡地利用基本計画策定事業 3 その他軍用地跡地利用の推進に係る事業及び基地被害に関する調査事業 ただし、施設整備等の事業は除く。	経費の80%以内とする。 ただし、300万円を最高限度額とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする市町村は、毎年度協会が定める日までに対米請求権軍用地跡地利用対策事業助成金交付申請書（第1号様式）を協会に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 協会は、助成金の交付決定をしたときは、速やかに対米請求権軍用地跡地利用対策事業助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

(変更承認)

第6条 市町村は、前条の規定により交付決定の通知を受けた後、当該助成の対象となった事業計画の変更・中止及び廃止をしようとするときは、速やかに対米請求権軍用地跡地利用対策事業助成金事業変更・中止・廃止承認申請書（第3号様式）を協会に提出しその承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の申請に係る事業の計画変更・中止及び廃止がやむを得ないものと認めたときは、その旨を対米請求権軍用地跡地利用対策事業助成金事業変更・中止・廃止承認書（第4号様式）により通知する。

(実績報告書等)

第7条 市町村は、助成事業が完了した日から30日以内に対米請求権軍用地跡地利用対策事業助成金事業実績報告書（第5号様式）を協会に提出しなければならない。

2 協会は、特に必要と認めた場合には、助成の対象となった事業に係る資料の提出を求め又は職員を実地に検査させることができる。

(助成金の交付方法)

第8条 助成金は、精算払いにより交付するものとする。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。